

◆生活福祉資金

新型コロナウイルス感染症による影響で、休業や失業により、生活資金でお悩みの皆さんに対して、社会福祉協議会では、一時的な資金の貸付を行っています。

◆住居確保給付金

新型コロナウイルス感染症による影響で、勤務日数や勤務時間が減少した場合や、就労の機会が大幅に減少した場合などに伴う収入減により、住居を失う恐れのある方々に対して、社会福祉協議会では、一定期間家賃相当額を給付します。

詳細は、左記までお問い合わせください。

社会福祉協議会の出張窓口を本庁福祉係内に設置しています。

○お問い合わせ

(月)金午前8時30分～午後5時15分  
町社会福祉協議会

☎ 43-2835

本庁健康福祉課

福祉係・社協出張相談窓口

☎ 43-2124

新型コロナウイルス対策【生活支援】

生活の支援



休業で収入が減り、生計維持が必要…

緊急小口資金(貸付)

一時的な資金が必要な場合  
10万円以内  
学校休業・個人事業等  
20万円以内  
無利子、連帯保証人不要、  
据置期間1年、償還期限2年以内

【窓口】社会福祉協議会

収入減少・失業などで日常生活の維持が困難…

総合支援資金(貸付)

2人以上世帯  
月20万円(最大60万円)  
単身世帯  
月15万円(最大45万円)  
※最大3カ月

【窓口】社会福祉協議会

離職などで住居を失いそう…

住宅確保給付金

3カ月間の家賃相当額  
(特別な場合最大9カ月間)  
を給付

※世帯人数や住居地によって  
上限額あり

【窓口】社会福祉協議会

新しい生活様式 ～感染拡大を長期的に防ぐために～

一人ひとりの基本的な感染対策

- ①人との距離を保つ
- ②マスクの着用
- ③手洗い

- ・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)あける。
- ・遊びに行くなら屋内より屋外で。
- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ・症状がなくてもマスクを着用。
- ・帰宅時はまず手や顔を洗う。
- ・手洗いは石鹸を使い30秒程度丁寧に。
- ・共有物のこまめな消毒。

【日常生活】

- ・こまめに手洗い、手指消毒。
- ・咳エチケットの徹底。
- ・こまめに換気。
- ・3密の回避。
- ・毎朝、体温測定と健康チェック。

【食事】

- ・持ち帰りや出前も利用。
- ・大皿を避けて、料理は個々に。
- ・横並びで座る。
- ・おしゃべりは控えめに。
- ・グラスやお猪口の回し飲みは避ける。

【公共交通機関の利用】

- ・会話は控えめに。

【冠婚葬祭】

- ・大人数での会食は避ける。
- ・発熱や風邪症状がある場合は参加しない。

【買い物】

- ・通販も利用。
- ・電子決済を利用。
- ・計画を立て素早く済ませる。
- ・サンプルなどの展示品への接触は控えめに。
- ・レジに並ぶときは前後にスペース。

【娯楽・スポーツなど】

- ・公園は空いた時間、場所を選ぶ。
- ・筋トレやヨガは自宅で。
- ・ジョギングは少人数で。
- ・すれ違うときは距離をとる。
- ・狭い部屋には長居しない。
- ・歌や応援は十分な距離がオンラインで。

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 保健衛生係  
佐賀支所 地域住民課 保健センター

☎43-2836  
☎55-7373